

障害者差別解消法への願い

2016年4月、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。まだ十分知られていない法律ですが、障害者や関係者が長年求めてきてようやく成立した法律です。この法律では、障害を理由にした差別的取り扱いと合理的配慮をしないことを差別として禁止しています。

私は脳性マヒの障害をもって生まれ、子どもの時から歩くことができませんでした。小学校を養護学校（現在の特別支援学校）、障害児施設で過ごした後、中学校から地域の学校に行きました。例外的に入学が認められたのですが、入学に当たっては、「階段の手すりなどの設備は求めない。先生や友達の手を借りない」との約束を求められました。「もし何かあったら…」という理由で、修学旅行は連れていってもらえず、誰もいない教室で一人自習を強いられたことも忘れられません（前者が合理的配慮の拒否、後者が差別的取り扱いということになります）。

21世紀になっても、同じようなことが続いています。学校以外にも、例えば、補助犬ユーザーがレストランやホテルの利用を断られることも後を絶ちません。こうした現実があるからこそ、差別解消法が求められたのです。

浄土真宗
ドットインフォ

浄土真宗の教えに関する様々な情報を発信しています。
<http://jodo-shinshu.info/>



浄土真宗ドットインフォ

検索

相模原事件と優生思想

差別解消法の第1条・目的には、「障害の有無によって分け隔てられない共生社会の実現」が掲げられています。これは、日本も2014年に批准した国連・障害者権利条約が指し示すインクルーシブな社会^{注1}（誰も排除したり、されたりしない社会）をふまえたものです。そうした画期的な法律として大きな期待がかけられていたのです。

ところが、同法が施行されて間もない2016年7月26日、神奈川県・相模原市の障害者入所施設で19人の命が奪われ、27人が大怪我を負わされる事件が起きました。取り調べで容疑者は、「障害者は社会からいなくなればいい」と述べたと伝えられています。権利条約や差別解消法が目指すインクルーシブな社会とは真逆の、障害者を排除しようとした事件でした。

障害者を「生きるに値しない命」とする優生思想がその根底にあります。優生思想は、ナチス政権下のドイツで「T4作戦」^{注2}（価値なき生命の抹殺作戦）の名の下、20万人を超える障害者が虐殺されたことで知られています。日本では、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に掲げた優生保護法が1996年まで続きました。16,000人以上の障害者が不妊手術等を強いられ、いまだにその被害への謝罪・補償はなされていません。

「しんらん交流館」のFacebookページを開設しています。

しんらん交流館 Facebook

検索

出会いがひらく ともに生きる世界

容疑者が犯行計画として衆議院議長に当てた手紙には、「車イスに一生縛られている気の毒な利用者」などと記されていて、とても貧弱な障害者観が、その鋭い優生思想の裾野に広がっていることが分かります。彼の人生の中で、障害者との具体的な出会いの機会はどうだったのか、とても気になります。

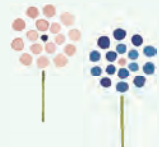
「具体的な出会い」の大切さに関して紹介したいことがあります。事件から半年後、学校の先生を対象にした研修会に講師として登壇しました。講演終了後、舞台に近づいて来られた人から、「やあ、尾上君！」と声をかけられました。なんと、私が通った中学校の同級生だったのです。教師になった友人との45年ぶりの再会でした。彼は、「担任していた教え子が事故にあって重度障害者になった。学校でどう受け入れるか議論になった。中学校の時に同じクラスに尾上君がいたことを覚えていたから、彼の復学に向けて頑張った」というエピソードを語ってくれました。さらに、その教え子は、今は障害者運動に関わっているとのことでした。巡り合わせのようなものを感じずにはおれません。事件の衝撃がまだまだ癒えない中、救われるような出来事でした。

小さな時からともに学び育ち、ともに暮らす、その中で障害のある者となない者の具体的な出会いを作り出していくこと、そのことが今回のような事件の再発を防止することにつながっていくのではないのでしょうか。

社会を編み直す

障害者排除を狙った事件に屈することなく、全ての命と尊厳が尊重されるインクルーシブな社会づくりを進めていくことが求められています。

そのことは、「自分より弱い、劣っている」と見做した者に対するヘイトスピーチやヘイトクライムが引き起こされる社会状況の中で、より一層重要な意味があります。今、「いつか自分も社会から不要とされるのではないか」との不安が広がっています。芥川龍之介が『蜘蛛の糸』で描いた地獄、「他者を蹴落とすことで生き残ろうとする社会」を、その底が抜けるまで続けていくのか、そうではなく誰もが取り残されることのない社会に編み直していくのか—そうした社会全体の行方と重ね合わせて広く考えていってほしいと思います。



注1 インクルーシブな社会

どのような人も孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支えあう社会。

注2 「T4作戦」

1939年10月～1941年8月。ユダヤ人虐殺の前に、20万人を超える障害のあるドイツ人が殺害された。優生学思想に基づいて行われた安楽死政策。

著者紹介

尾上 浩二 (おのうえ こうじ)



1960年大阪に生まれる。小学校を養護学校、施設で過ごした後、地域の中学・高校へ進む。1978年大阪市立大学に入学後、障害者問題のサークル活動をきっかけに、自立生活運動に取り組み始める。1991年に全国で初めて導入された大阪市のリフト付きバスや、1992年秋に制定された大阪府「福祉のまちづくり条例」制定運動を推進。DPI(障害者インターナショナル)日本会議事務局長、障害者政策委員会委員等を歴任後、内閣府障害者制度改革担当室・政策企画調査官を務める。現在、DPI日本会議副議長、内閣府障害者施策アドバイザー。

— 「障害」、「障碍」、「障がい」の表記について —

「害」の字には、「公害」、「害虫」、「加害」等の負のイメージがあるため、障碍、障がいという表記が使われる場合があります。しかし、「表記を変更したところで、障はさわり、碍はさまたげであって、漢字の持つ負のイメージに変わりはない。また、平仮名の『がい』では実体が見えず、障害の社会性を曖昧にする」という意見があります。本リーフレットでは、法律名に準じて「障害」を使います。

お問い合わせ

真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部

〒600-8164 京都市下京区上柳町199
真宗教化センター しんらん交流館内
TEL 075-371-9247 / FAX 075-371-9224

障害者差別解消と

共生社会

